廃校施設（旧敦賀北小）ご使用の皆様へ

敦賀市教育委員会学校教育課長

廃校（旧敦賀北小）使用時の注意事項について

１　申請書・減免申請書について

使用月の前月の１日から１５日までに、北公民館または学校教育課へ提出してください。

※紙での申請は、１５日が休日の場合には直前の平日までとします。
北公民館は、毎週月曜日、第３日曜日は休館日です。
電子申請も可能です（右記 QR より）

電子申請（廃校）

２　使用調整について

いただいた申請書記載の日時をもって、使用許可書を作成・送付いたします。ただし、使用日時が重複した場合は、学校教育課にて使用を割り振りさせていただきます。使用許可書の送付をもって使用日の通知と代えさせていただきます。

３　使用料の納付について

納付書を持参のうえ、最寄りの金融機関にて、納付書記載の期限までに納付をお願いします。

※事務処理上使用日までに間に合わない場合もございますが、使用日までの納付が原則となっておりますので、納付書が届きましたらできるだけ早くお支払いいただきますようご協力お願いいたします

４　鍵の貸出・返却について

原則、使用日当日（公民館休館日の場合は前日）に鍵の貸出しを行い、**使用日の翌日に必ず返却**をお願いします。なお、**休館日の鍵の貸出しは行っておりません**ので、鍵の借り忘れにはご注意ください。

※返却が難しい場合は事前にご相談ください。

５　施設の整頓について

使用終了後は、清掃・道具の整頓・感染対策の消毒等の後始末をお願いします。
消毒液・トイレットペーパー等必要な物品は、各団体で準備・補充してください。

６　その他

（１）午後９時以降につきましては、大きな音を出すことを控える等、周りの民家への配慮をお願いします。

（２）施設や備品の破損が生じた場合は、学校教育課に報告していただくとともに、使用者が責任をもって、原状復帰していただきますようお願いします。

※上記事項が守られない場合は、使用を中止させていただくことがあります。